独立役員届出書

1. 基本情報

会社名		澁澤倉庫株	エーコ	9304					
提出日		2023/5/31	異動(予定)日		2023/6/29				
独立役員届出 提出理由		2023年6月29日開催予定の当社定時株主総会において、社外監査役川村融氏が 退任し、柏﨑博久氏の社外監査役選任議案が付議されるため							
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

	2. Marke thicken marketing to be																	
番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)									異動内容	本人の 同意				
			<u> </u>	а	b	С	d	е	f	ත	h	i	j	k	-	該当なし	大利的合	同意
1	松本 伸也	社外取締役	0													0		有
2	力石 晃一	社外取締役	0										\triangle					有
3	山田 夏子	社外取締役	0													0		有
4	志々目昌史	社外監査役	0													0		有
5	吉田 芳一	社外監査役	0													0		有
6	柏﨑 博久	社外監査役	0							Δ			Δ				新任	有

3 独立役員の居性・選任理由の説明

<u> </u>	- 独立伎員の属性・選任理由の説明 							
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)						
1		松本伸也氏は、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。						
2	力石晃一氏は、当社の取引先である日本郵船㈱の代表取締役専務経営委員でありましたが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満と僅少であり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充たしております。	力石晃一氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充たしており、同氏は 当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において一般株主 と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。						
3		山田夏子氏は、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。						
4		志々目昌史氏は、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する 事項はなく、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関 係において一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するもの であります。						
5		吉田芳一氏は、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。						
6	柏﨑博久氏は、直近事業年度末における借入総額が当社の連結総資産の 2%を超える㈱みずほ銀行の取締役副頭取でありましたが、退任後5年 以上経過しております。また、同氏は、当社の取引先である㈱トータル 保険サービスの取締役社長、会長執行役員でありましたが、その取引額 は当社の連結売上高の2%未満、かつ、当社に対する取引額が㈱トータ ル保険サービスの連結売上高の2%未満と僅少であります。 よって、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充たしております。	柏﨑博久氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充たしており、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。						

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) |. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。 ※4 a~ | のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。